

医師免許証と 健康保険証のICカード化



大阪医科大学 放射線腫瘍学教室 非常勤講師
(関西福祉科学大学 保健医療学部 教授) 上杉 康夫

医療での資格の電子化

医療での資格の電子化が推進されています。今回は医師免許証と健康保険証のICカード(integrated circuit card)化について本稿記載2021年2月19日時点での知見に基づき述べたいと思います。

I. 医師免許資格

医師免許資格のICカード化については現在政府が計画している個人番号カード(通称「マイナンバーカード」:以下「マイナンバーカード」)制度の利活用案^{*1}と公益社団法人日本医師会によってICカードとしてすでに発行されている医師資格証^{*2}とがあります。

●マイナンバーカード制度利活用案

デジタル改革関連6法案

菅義偉首相が看板政策に掲げる「デジタル改革関連法案」は2月9日に閣議決定がなされました^{*1}。

閣議決定した「デジタル改革関連法案」は、「デジタル社会形成基本法案」「デジタル庁設置法案」「デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律案」「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」の6種の法案からなっています^{*3}。

デジタル改革関連法案の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進み、データの活用が不可欠 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が重要
<p>デジタル社会形成基本法案 (仮称) ※IT基本法は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 <p>(IT基本法との相違点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会→データ利活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用 (基本理念・基本方針) ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止) <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p>	<p>デジタル庁設置法案 (仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能 (動労権等) を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織 (長は内閣総理大臣)、デジタル大臣 (仮称) のほか、特別職のデジタル監 (仮称) 等を置く <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令項として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p>
<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案 (仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化 (個人情報保護法改正等) ✓ 押印・書面手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正) <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>	<p>医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化 (郵便局事務取扱法改正) ✓ 本人同意に基づく匿名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載 (公的個人認証法改正) ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正) ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正)
<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案 (仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案 (仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p>
<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 (仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等</p>	

図2: デジタル改革関連法案の全体像

デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律案(仮称)の項目に医師免許証について医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正)と記載されています^{*5}。

医師免許などの国家資格証もマイナンバーカード(図1)^{*4}に集約されるとした法案があります。医師免許については「デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律案(仮称)」にもりこまれており、デジタル改革関連法案の全体像(図2)をみますと「医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正)」と記されています^{*3, 5}。



図1：個人番号カード(表)^{*4}

マイナンバー制度活用の対象31職種

厚生労働省では「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」(以下、検討会)が2020年10月20日の初回の会合がなされ検討が始まりました^{*6}。

本検討会によれば、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職種、介護福祉士、介護支援専門員などの31職種(表1)を対象として、資格に関連する届け出(得喪など)、就職に当たっての資格証明、離職中の就業支援に関して、マイナンバー制度(マイナンバー・マイナンバーカード)の利活用を進めていくとされています。今後の議論によっては、さらに対象職種が拡大していくことも考えられます^{*6}。

マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項

「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会(第3回)」の報告書(案)^{*7}によりますと

社会保障に係る資格別の免許証等発行数、変更届出件数				
職種	資格保有者数(※1)	免許証等発行数/年(※2)	変更届出件数/年(※2)	発行届出数/年(※3)
医師	573,032	8,869	3,357	1,180
歯科医師	188,083	2,003	959	283
薬剤師	490,082	9,607	6,282	223
保健師	286,057	7,538	9,873	4
助産師	145,205	2,459	1,699	1
看護師	2,075,447	65,864	38,470	91
准看護師	304,479	10,379	不明	不明
理学療法士	172,252	10,970	3,046	0
作業療法士	94,420	5,100	2,314	0
視覚訓練士	16,166	901	396	0
義肢装具士	5,516	235	17	0
言語聴覚士	32,833	2,087	957	0
臨床検査技師	202,255	3,916	2,036	3
臨床工学技士	45,631	2,324	423	0
放射線技師	88,728	2,473	759	1
歯科衛生士	289,940	7,804	5,677	1
歯科技工士	120,969	999	331	4
あん摩マッサージ指圧師	196,768	1,317	549	39
はり師	180,697	2,727	1,041	24
きゅう師	179,507	2,860	1,036	24
柔道整復師	82,048	4,118	685	21
救急救命士	61,771	2,544	191	1
介護福祉士	1,694,126	65,849	14,042	27
社会福祉士	238,855	12,270	2,791	4
精神保健福祉士	86,763	4,232	1,086	1
公認心理師	34,170	10,884	489	1
管理栄養士	244,487	10,291	5,801	2
栄養士	1,097,359	18,037	不明	不明
保育士	1,598,556	59,392	27,437	15
介護支援専門員	698,612	不明	不明	不明
社会保障労務士	42,887	2,154	3,808	144
計	11,263,222	340,203	135,552	2,094

(※1) 令和元年12月時点。介護支援専門員は令和2年9月末時点、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は令和2年1月時点、社会保障労務士は令和元年度、准看護師は平成30年度。
 (※2) 平成30年度。管理栄養士、公認心理師、社会保障労務士は令和元年度。(※3) 平成29年度。公認心理師、管理栄養士、社会保障労務士は令和元年度、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は平成30年度。

表1：社会保障に係る資格の現状(社会保障資格マイナンバー活用検討会1 201020) マイナンバー制度活用の対象31職種^{*6}

マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項は以下のとおりである。

1. 各種届出時の添付書類の省略

マイナンバーの提供があった者については、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携を行うことで、各種手続時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付が不要となる。

2. 各種届出のオンライン化

マイナンバーカードを保有している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用し、マイナポータルを利用することで、オンラインでの各種届出が可能となる。

3. 各種届出の漏れの防止等

マイナンバーの提供があった者については、資格管理者側で登録事項の変更について把握することが可能となり、資格保有者から届出がない場合でも、資格管理者側から届出勧奨や職権修正が可能となるため、手続漏れによって資格管理簿の更新が滞ることを防ぐことが可能となる。

4. 資格保有の証明・提示

マイナンバーカードを保有している資格保有者については、マイナポータルを活用して、事業者や利用者に対して、自身の保有している資格情報について、電子的に証明又は提示することが可能となる。また、資格保有者を雇用する事業者にとっても雇い入れた資格保有者の資格の確認、管理を電子的に行うことが可能となるほか、利用

側にとっても安心してサービスを受けられることに繋がる。

と記載され、医師免許については4の項目での活用が期待されています。

システムの整備について

本システムの整備についての流れですが、令和2年6月5日のデジタル・ガバメント閣僚会議における官房長官の指示の下、設置された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、「国家資格証のデジタル化」が課題の一つに位置付けられ、同年12月11日にその実現に向けた工程表がとりまとめられました。

また、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、令和6年度を目途に、国家資格等管理システム(仮称)を構築し、運用を開始することとされ、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室を中心に検討が進められています。

今般の社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用の検討の対象資格を含めた多くの国家資格等において当該システムを活用し、デジタル化を進めることを目指すこととしています^{*8}。

国家資格等管理システム(仮称)の基本イメージ(案)

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

表2:マイナポータルで提供される具体的なサービス^{*9}

手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。マイナポータルで提供される具体的なサービスを表2に示します^{※9}。

このマイナポータルを通じて、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPI(Application Programming Interface)として提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されています。

このマイナポータルのAPI提供機能の活用やAPI連携による活用をした「国家資格等管理システム(仮称)」の、社会保障に係る資格情報についての利便性については以下が挙げられています^{※8}。

- 社会保障に係る資格情報が住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携の対象となることで、これらの取組と同様に、利用者が民間アプリに登録を行うことで、その情報を第三者に提示し、各種の手続や情報収集に活用できることになる。現時点において、具体的な構想があるものではないが、検討会における議論の中で、いくつかの資格団体が

ら、会員組織の研修・講習受講実績の管理、情報提供への活用の意向も示された。これらについても資格保有者個人の利便性の向上につながることを期待される(図4)^{※10}。

● 医師資格証 — 日本医師会発行ICカード —

「医師資格証」とは?

公益社団法人日本医師会が発行する、カードタイプの医師免許証のことを医師資格証と言います^{※2}。

「医師資格証」の特徴として医師資格証の中にはカード内のICチップに医師資格を証明するための電子証明が格納されています。これによりコンピューターやICカードリーダーを用いて、電子署名の機能や地域医療ネットワーク等の認証のために利用することができる^{※11}という特徴があります。

さらに近年稀に発生するなりすまし医師を防止するために偽造防止加工を施しており、医師資格保有者であることをICカードの券面に記載^{※11}など、対策もしっかりとしていることが特徴です。

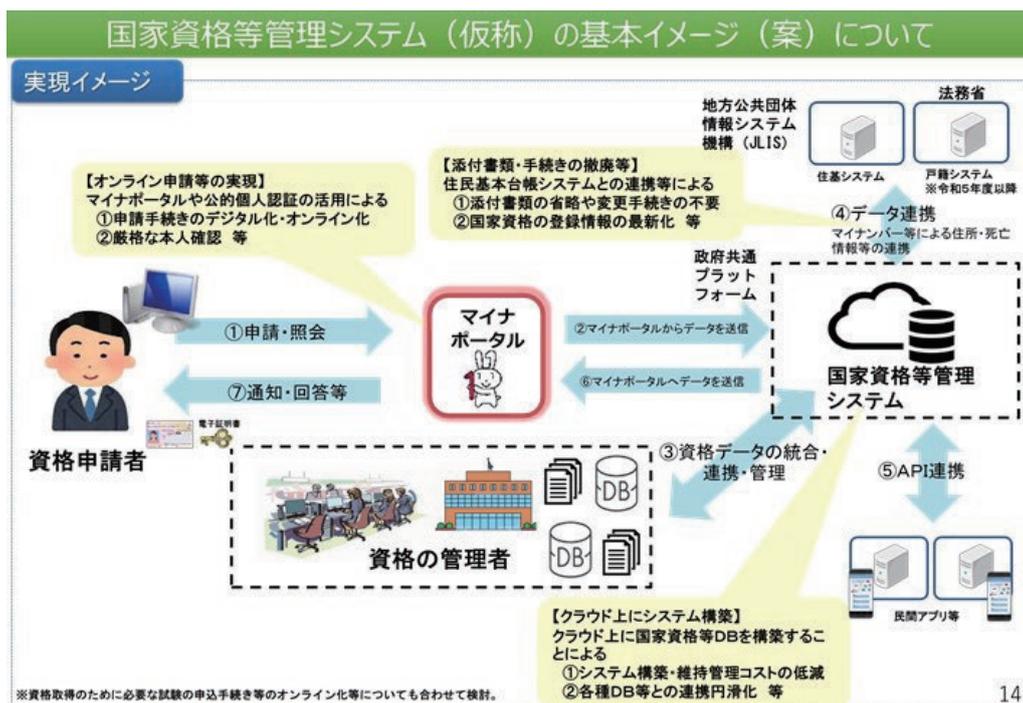


表4: 国家資格等管理システム(仮称)の基本イメージ(案)^{※10}

医師資格証の運営団体は公益社団法人日本医師会です。

医師資格証発行への経緯

ITを活用するという方向性の中で最も問題視されたのがセキュリティーの面です。そこで、安心、安全にシステムを利用できるように医師会が公開鍵基盤(PKI)の枠組みを使って「日本医師会認証局」を立ち上げました。医師資格証はこの日本医師会認証局が運営をしています^{*12}。

この日本医師会認証局の設置によって医師資格証は誕生しました。

日本医師会認証局設置の歴史を見えます。

- 日本医師会第5回理事会(2013年5月14日)^{*13、14} 協議事項

31. 日本医師会電子認証センター設置の件(提案・石川常任理事)

医師資格等の保健医療福祉分野の国家資格を、ITの世界や現実の世界の上で証明することを目的に、日医の内部付属機関として標記のセンターを設置することについて、協議願いたい。

— 提案どおり決定。

32. 日本医師会事務局組織再編成の件(提案・三上常任理事)

日本医師会電子認証センターを内部付属機関として設置することについて、協議願いたい。

— 提案どおり決定。

- 日本医師会第18回常任理事会(2013年9月24日)^{*15}

35. 認証局で発行するカードの券面タイトルの件(提案・石川常任理事)

日医認証局で発行する標記券面のタイトルについて、「医師資格証」とすることについて、協議願いたい。

— 提案どおり了承。

上記のような経過で医師資格証の申請受付は、平成25年度日本医師会医療情報システム協議会(日医協)の会場に設けられた申請ブースで平成26年2月8日(土)から開始されました^{*16、17}。

発行状況(図3)^{*18}を見ますと2020年12月25日集計で17,698件となっています。

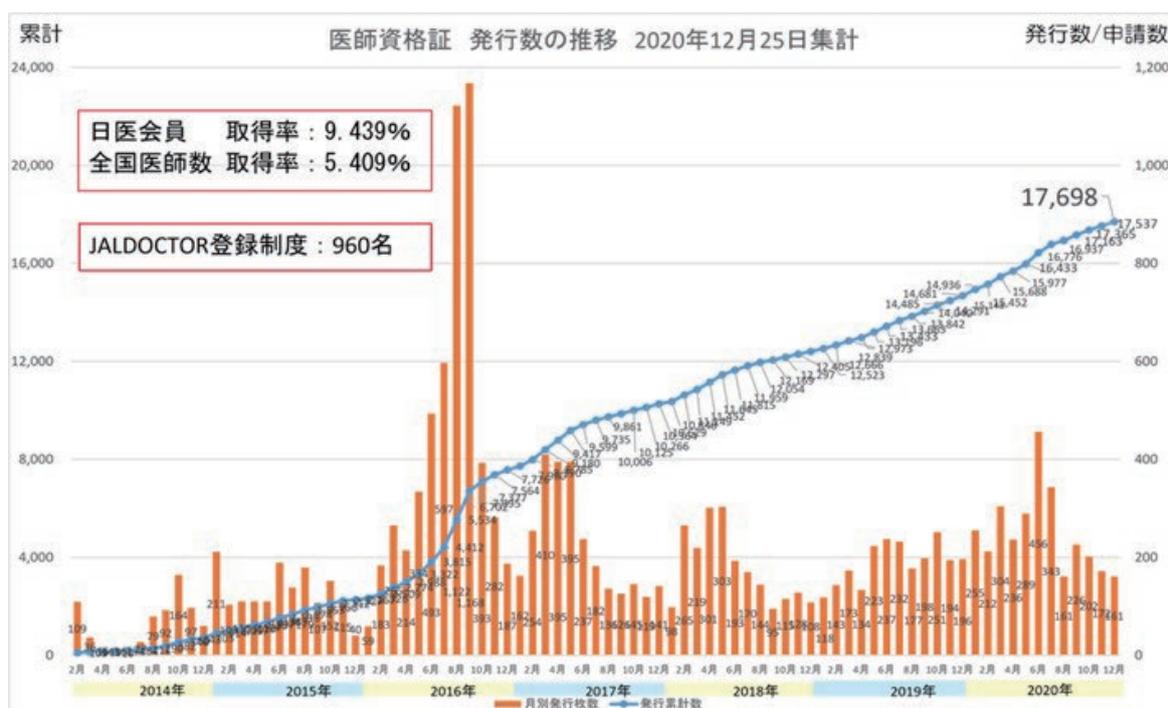


図3: 医師資格証 発行数の推移^{*18} 医師資格証の発行状況

日本医師会は2016年6月8日の会見で、「全ての医師への医師資格証の普及」などを掲げる「日医IT化宣言2016」を公表しました。また、日医の医師資格証の発行が5月末までの申請で5092枚になったと報告しました。3月末までの発行数は約2700枚でしたが、2016年度診療報酬改定で、医師資格証などを使った診療情報の電子的なやり取りが点数化されたことを受け、急速に枚数が伸びていると言われています^{*19}。

日本医師会による2016年10月6日の会見では、石川広己常任理事が日医のICT戦略について説明しました。それによりますと、「日医が発行する医師資格証の申請数は2016年9月末までで6969件。発行を開始した2014年2月から今年3月までの申請数は2774件だったが、日医会員の発行手数料・年間利用料が無料になったことや、診療報酬改定により医師資格証を用いた診療情報提供書への電子署名が算定可能となったことで、4月以降の申請数が急激に増加した。」とのことで、石川理事は、今後も医師資格証の普及を進めたいとしています^{*20}。

大阪府医師会と大阪医科大学での医師資格証発行率

大阪府医師会の総務課企画室の松本様によりますと2020年10月17日時点での医師資格証の発行については、府全体で府医会員での取得者数は1,015名で取得率は5.82%、大阪医科大学で

府医会員数での取得者数は11名で取得率は2.07%でした(表3)

項目	府全体	大阪医科大
大阪府医師会会員数	17443名	531名
会員取得者数	1015名	11名
会員取得率	5.82%	2.07%

表3：大阪府医師会 と大阪医科大学での医師資格証発行
大阪府医師会 総務部 総務課企画室 松本様から
2020/10/17時点

「医師資格証」の記載事項

医師資格証に記載されるのは、以下の7項目となります^{*11}。

- 氏名、生年月日
- 日本医師会の会員ID、医籍登録番号：日本医師会の非会員の方は「非会員」と印字されます。
- 医師資格証の有効期限：医師資格証の有効期間は5年間です。
- HPKIロゴ：2017年1月発行分より印刷されます。HPKIは保健医療福祉分野の公開鍵基盤(Healthcare Public Key Infrastructure)の略称で厚生労働省が所管する医師を始めとする26個の医療分野の国家資格を証明することができる仕組みを持っているという特徴があります^{*12}。



図5：医師資格証の外観^{*21}

- ① 医師資格証(名称)
- ② 氏名/生年月日
- ③ 日医会員ID/医籍登録番号
※日医非会員の方は「非会員」と印字されます。
- ④ 医師資格証の有効期限
※医師資格証の有効期間は5年間です
- ⑤ HPKIロゴ
※2017年1月発行分より印刷されます。
- ⑥ 医師資格証所持者の写真
※発行申請書に貼付した写真が印刷されます。
- ⑦ カードID
※医師資格証ごとに、一意のIDが付与されます。
- ⑧ 医師資格証の発行日 ※申請日とは異なります。

- 医師資格証所持者の写真：発行申請書に貼付した写真が印刷されます。
- カードID：医師資格証ごとに、一意のIDが付与されます。
- 医師資格証の発行日：申請日とは異なりますので注意が必要です。
医師資格証の外観を図(図5)に示します※21。

「医師資格証」でできること

医師資格証を手に入れようと思っても何に活用できるかわからない、活用できなければ所持していても意味がないと思う方もいらっしゃるかもしれません。医師資格証にどのような活用方法があるのかをご紹介します。

1. 身分証明証としての利用

医師資格証を最も活用するタイミングが身分証明証としての利用となるかと思えます。身分証明証



図6：公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について※23

としての利用例がいくつか挙げられています。

A) 採用時の資格確認

平成29年に医療機関等の採用時に医師免許証と同様に医師資格証の提示による資格確認も認められています※22。これは「公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について」という通知(図6)※23、24、が平成29年12月18日付で発出されたため、採用時に「医師資格証」を提示することで『医師免許証と同様に医師資格を確認してもよい』ことになったと日本医師会の石川広己常任理事により平成29年12月20日に説明されています※25。

B) 災害時の資格確認

災害時などの緊急時に医療資格証を提示することによって医師であることを証明することができます。日本医師会では、JMAT等、災害時における医療チーム派遣時にも医師資格証を携帯することを推奨しています※22。

C) JAL DOCTOR 登録制度

JAL DOCTOR登録制度とは、JALグループが国内航空会社で初めて行っている取り組みで、JALグループ便の機内で急病人や怪我が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接声掛けをする制度(図7)※26になります。



図7：JAL DOCTOR登録制度 - JALマイレージバンク JAL DOCTOR登録画面※26

2.ITでの利用シーン

ITを活用する場面でも医師資格証を利用することができます。どのように利用出来るのかその利用方法をご紹介します。

A) HPKI 電子署名

電子化された医療情報文書に対して、診療情報提供加算の要件のひとつであるHPKI署名を付与することができます^{※22}。

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用可能です。医師資格証を使って、電子署名(電子印鑑)をすることで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は、電子署名法で保証されています。また、署名後の文書が変更(改ざん)された場合、改ざん検知できるようになります。この電子署名をした紹介状等は、地域医療連携システム(あじさいネット)などの暗号化された安全な回線を利用したネットワークの中での遣り取りが可能となっており、診療報酬の算定も可能となりました(検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出書の提出が事前に必要です)^{※27}。

B) 講習会の受付

生涯教育制度、認定医制度、かかりつけ医機能研修制度等、各種研修会でカードをかざすだけで受付を行うことができます。しかしながら、利用は「医師資格証向け出欠管理システム」が導入されている医師会に限られるため、導入の有無を直接開催者に確認する必要があります^{※22}。

C) 研修会受講履歴・単位管理

医師資格証のポータルサイトにログインすることで受講した研修会の履歴や単位管理を行うことができます^{※22}。

D) ログイン認証

日本医師会が運営する地域医療連携ネットワークや、ASP(Application Service Provider)電子署名システム等へのログイン認証のときに使用することができます^{※22}。

E) MEDPost(文書交換サービス)の利用

日本医師会が提供しているMEDPost(文書交換サービス)を利用するときの認証に必要となります^{※22}。

3.他

広島県では医師資格証での会館の駐車場利用料の減免特典を導入しています^{※28}。

年会費について

①日本医師会会員

初回発行時の発行手数料は0円(従来の年間利用料は廃止となりました)

有効期限が切れる5年後の更新時及び再発行時は発行手数料として¥5,000(税別)の費用がかかります。

②非会員

発行事務手数料¥5,000(税別)

年間利用料¥6,000(税別)

【最初の申請年は、発行手数料と年間利用料の合計¥11,000(税別)が費用としてかかります。】^{※27}

医師資格証とマイナンバーカードとに関する医師会発表資料

検索する限り以下の記載が見出せましたので記載いたします。

「医師免許証がカードにされれば、医師免許が更新制とされる恐れがあります。そのためにも、日本医師会が取り組んでおります医師資格証を普及推進することで対応すべきと考えております。本日お越しの先生方は既に持っておられると思いますが、地元に戻られましたら医師資格証の取得を勧めていただくようお願いいたします^{※29}。」

「厚労省は医師免許証のカードによる発行も検討しております。資格確認は5年ごとにしても免許証の更新はしないとしておりますが、10年前に教員免許が更新制度になりましたので、医師免許もそうならないとも限りません^{※29}。」

「令和元年度第2回都道府県医師会長協議会での報告(2)によりますと医師資格証の今後について、長島公之常任理事は、HPKIの普及はも

とより、マイナンバーカードと医師資格の一体化を排除するためにも、現在の医師免許証を紙から『HPKI機能付きカード型』に切り替えることを日医の方針として、厚生労働省と協議中であることを説明。ただし、HPKIの更新と医師の資格更新が結びつくことへの懸念もあることから、①医師免許証とHPKI機能を分離する②既に取得した免許証は、カードへの切り替えの義務はないとする③資格更新制への不安・心理的抵抗を払拭する対応を行う—という条件を満たさない限りカード化には協力しないことにしているとして、理解を求めた^{※30}。」

上記3点が発表資料として見出せました。

II. 健康保険証

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用

内閣府や総務省、厚生労働省は、2021年3月から、従来の健康保険証に合わせて個人番号カードも健康保険証として利用できるようにする予定です^{※31、32}。当初は2017年(平成29年)7月から実施される予定でしたが、個人情報漏洩の懸念などから延期されています。健康保険証として利用するためには、事前の情報提供ネットワークシステム(マイナポータル)での申し込み、または医療機関・薬局の窓口を設置された顔認証付きカードリーダーでの申し込みが必要です^{※33}。情報提供ネットワークシステムでの申し込みは、2020年8月7日より開始されました。

受診者本人がカードリーダーに個人番号カードをかざし、ICチップに格納された利用者電子証明書などを読みとらせ、保険資格を保険資格確認用のサーバーで照合するとともに、暗証番号や顔認証、目視のいずれかで本人確認も行うことが計画されています^{※31、33、34}。

受診者本人が、受診当日に個人番号カードを使用し、薬局や医療機関に設置された顔認証付きリーダーで薬剤情報の閲覧や特定健康診断情報の閲覧に同意した場合、医師等の有資格者

が、過去最大5年分の特定健康診断情報(医療機関のみ)や過去最大3年分のレセプト情報を基にした薬剤情報の閲覧ができるようになる予定です^{※33}。

顔認証には、顔認証付きカードリーダーで撮影した顔画像と個人番号カードのICチップに格納されている券面アプリケーションの顔画像が使用される予定です^{※31、33、34}。

厚生労働省のHP^{※35}を見ますと6つのメリットがあるとされています^{※36}。

①健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越しても健康保険証の切替えを待たずにカードで受診できる。

②医療保険の資格確認がスピーディに

医療機関や薬局の受付でカードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。

③手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。

④健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで自分の特定健診情報を2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

⑤医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

⑥マイナンバーカードで確定申告の医療費控除も便利になる

マイナポータルを活用して、自身の医療費情報を確認できるようになる(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きをマイナポータル経由で自動入力が可能になる。

上記6点が掲載されています。

カードリーダー

受診者は、医療機関の窓口を設置される顔認証付きカードリーダーにカードをかざした上で、顔認証またはカードの4桁の暗証番号を入力。これにより医療機関は、患者に保険診療を受ける資格があるかどうかを専用のシステムを通じ確認できます。

一方で、カード利用に必要な医療機関や薬局側のカードリーダーの申込率は厚労省によると、20年12月13日時点で全体の19.5%で2割程度にとどまり、厚生労働省は財政支援の強化などを通じ準備加速を促しています^{*37}。

る追加的財政補助が決定しました。それによりまず「2021年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局を対象」という制限はありますが加速化プランということで、従来の一部補助から定額補助が行われることになりました。これにより補助上限までは医療機関・薬局の自己負担なし(図8)となりました^{*38, 39}。

今回は、医師免許証と健康保険証のICカード化について記載いたしました。

オンライン資格確認導入関連費用の補助金の概要

オンライン資格確認を導入する医療機関には国から顔認証付きカードリーダーと、導入費用に関して一定の補助を受けることができます。

ももとは基準とする事業額を上限に2分の1を補助するとしていました。しかし、2020年11月17日に、オンライン資格確認のシステム改修によ

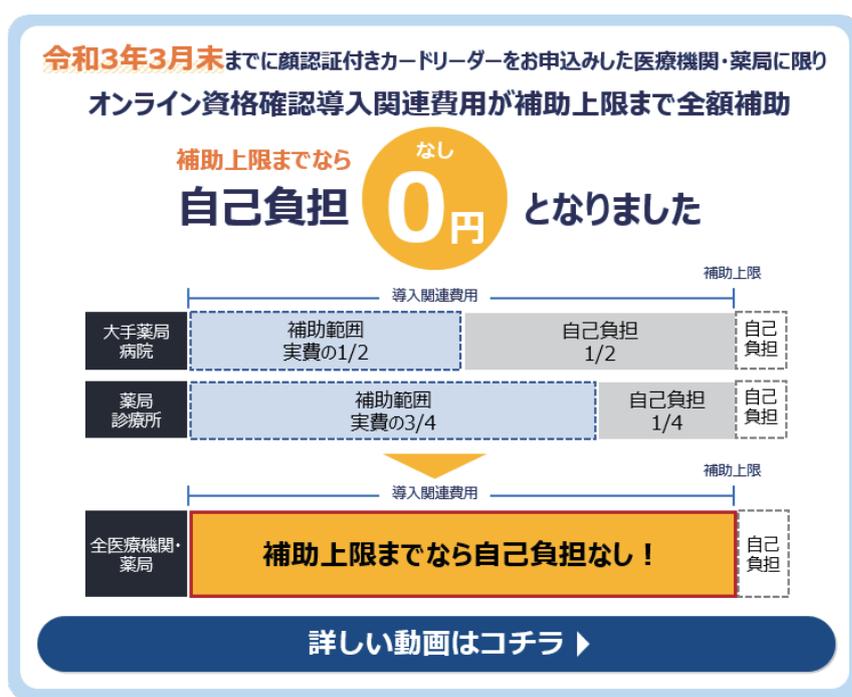


図8：令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局に限りオンライン資格確認導入関連費用が補助上限まで全額補助の告知ホームページ^{*38}

参考文献

- ※1: 令和3年2月9日(火) 定例閣議案件 | 閣議 | 首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2021/kakugi-2021020901.html>
- ※2: カードタイプの医師免許証?日本医師会の医師資格証とは。費用・申込方法
<https://dSPACE.co.jp/column/2993/>
- ※3: デジタル庁関連法案を決定、平井大臣「COCOAのようなアプリ運用もデジタルで」 | 日経クロステック (xTECH)
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/09624/>
- ※4: 大阪市: マイナンバーカードをつくってコンビニで証明書をとろう!
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000469029.html>
- ※5: デジタル改革関連法案通常国会に提出へ 平井卓也大臣「デジタル庁がデータのオーソリティーになる」 | ガジェット通信 GetNews
<https://getnews.jp/archives/2905021>
- ※6: 医療・福祉31資格の届け出や認証など、マイナンバー制度を活用—社会保障資格マイナンバー活用検討会 | GemMed | データが拓く新時代医療
<https://gemmed.ghc-j.com/?p=36810>
- ※7: 資料1 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」報告書(案) [PDF形式: 1.5MB]
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000716496.pdf>
- ※8: 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」報告書 令和3年1月8日
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000716943.pdf>
- ※9: マイナポータルとは: マイナンバー(社会保障・税番号制度) - 内閣府
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>
- ※10: 資料2 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」報告書(案) 概要資料 [PDF形式: 3.4MB]
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000716497.pdf>
- ※11: 日本医師会電子認証センター 医師資格証について
<https://www.jmaca.med.or.jp/hpki/qualification.html>
- ※12: 日本医師会電子認証センター HPKIと日医認証局について
<https://www.jmaca.med.or.jp/hpki/>
- ※13: 平成25年度 / 第2回理事会速報(平成25年5月14日開催)
<https://www.med.or.jp/japanese/members/rijikai/r2502.html>
- ※14: 医師資格証の現状と今後の展望について 2016年1月30日
https://www.med.or.jp/8_hpki/pdf/20160130yano_s.pdf
- ※15: 第18回常任理事会速報
<https://www.med.or.jp/japanese/members/rijikai/jr2518.pdf>
- ※16: 平成26・27年度 医療IT委員会 答申「新たな日医IT化宣言」 「医療・介護における多職種連携のあり方」2.3.4. 医師資格証の発行
https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20160608_2.pdf#page=14
- ※17: 平成25年度 日本医師会医療情報システム協議会 抄録集 平成26年2月8日(土)、9日(日) 日本医師会
<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/sys/2013/syouroku/2013syoroku.pdf#page=2>
- ※18: 医師資格証の発行状況
<https://www.jmaca.med.or.jp/lra/data/MDQCsIssued.pdf>
- ※19: 医師資格証の発行数が急増、診療報酬改定で日医が「IT化宣言2016」
<https://www.m3.com/open/iryoshi/article/431871/>
- ※20: 医師資格証の申請数、6969件に急増 【日本医師会】 | Web医事新報 | 日本医事新報社
<https://www.jmedj.co.jp/journal/paper/detail.php?id=2131>
- ※21: 医師資格証について | 医師資格証 (HPKIカード) について | 日本医師会電子認証センター
<https://www.jmaca.med.or.jp/hpki/qualification.html>
- ※22: 日本医師会電子認証センター 医師資格証のご利用シーン
<https://www.jmaca.med.or.jp/hpki/scene/>
- ※23: 公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について (PDF: 86KB)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/isei/ian/oshirase/29tuti3.files/291218ishishikakusyoyo.pdf>
- ※24: 医師資格証に関する厚生労働省通知について
https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20171220_1.pdf#page=5
- ※25: 医師資格証に関する厚生労働省通知について | 日医 on-line
<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/005463.html>
- ※26: JAPAN AIR LINE JAL DOCTOR登録制度とは?
<https://www.jal.co.jp/ja/jmb/doctor/>
- ※27: 長崎県医師会 | 医師資格証を持ちましょう!
<http://www.nagasaki.med.or.jp/main/isisikakusyoyo-index.htm>
- ※28: 医師資格証で会館の駐車場利用料が減免になりました
http://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/docs/0525/2408_000.pdf
- ※29: 第31回 医療情報に関する講演会 医療制度におけるICT化の問題点について ITフェア - 大阪府医師会 - 日本医師会
<https://www.osaka.med.or.jp/img/doctor/bulletin1907-img2.pdf>
- ※30: かかりつけ医が中心となり「防ぎ・治し・支える医療」を国民に提供していく姿こそ人生100年時代の医療の象徴 | 日医 on-line
<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/008907.html>
- ※31: 個人番号カード - Wikipedia
https://ja.wikipedia.org/wiki/個人番号カード#cite_ref-8_24-0
- ※32: マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします (被保険者向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- ※33: オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
- ※34: 総務省 | マイナンバー制度とマイナンバーカード | マイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html
- ※35: 2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>
- ※36: マイナンバーカードで健康保険証を申し込んだメリットは6つ! 定年退職からの黄金期の暮らし
https://salmon33.com/weblog_kenkohoken20210114/
- ※37: マイナカード、保険証代わりに 3月から利用可能— 医療機関の準備課題・厚労省: 時事ドットコム
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020123100340&g=soc>
- ※38: 医療機関等向けポータルサイト ホームページ
<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>
- ※39: 【3月末までに申し込みれば自己負担0円】オンライン資格確認導入関連費用の補助金
<https://ijikano.com/6179/>